

令和2年5月1日
鹿児島県教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた県内の公立学校における 臨時休業の延長について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、県立学校においては、令和2年4月22日(水)から5月6日(水)までの間、臨時休業を行っています。

5月7日(木)以降の学校運営については、国の動向等を踏まえて判断することとしていますが、学校現場が混乱することを避けるため、県立学校については、**5月10日(日)まで臨時休業を延長**することとします。

ただし、5月7日(木)及び8日(金)については、感染防止に努めながら、11日(月)以降の準備のための登校日とすることができることとします。

5月11日(月)以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向等に応じて、改めてお知らせします。

なお、市町村立学校の対応については、当該市町村教育委員会にお問い合わせください。